

**障害者計画・障害福祉計画案に対するパブリックコメント**  
**(ご意見の全文・28件)**

**【No.1】東櫛原町 40歳代 女性**

※5歳児検診の実施を早々にして欲しい。

検診で疑いのある園児の保護者に対する、説明・指導をきちんとして欲しい。

厚生労働省の母子保健のHPに他県で実施している所が載ってますので、参考にされて、早急に進めて欲しい。

※幼稚園の先生や園長先生は、保育園の先生方のように、軽度発達障害の勉強会などがなく、軽度発達障害の子が居ても、対応ができなかったり、気付かなかったりしている。幼稚園にも保育園同様に、勉強会を実施して欲しい。そして、疑いのありそうな園児に関しては、幼研に必ず相談を受けてもらうように指導して欲しい。

※幼児教育研究所の指導員の質の向上。

・他の市から指導員を連れてくるのではなく、久留米市で指導員を育成し、幼研に常時、居るようにして欲しい。

・幼研に通った子供の療育歴を市が管理し、就学相談などで、活用できるようにして欲しい。

※幼稚園にも、保護者の要望があれば、加配がつけられるようにして欲しい。無理な場合は、働いていないと入れない保育園に、特例として入れるようにして欲しい。(加配が付けてもらえるし、適切な指導を受けれる為)

※スクール・カウンセラーの役割が機能していない。

・臨床心理士が月に1回程度、来校しているのが現実ですが、地域と密着していないカウンセラーも多く、相談しても、軽度発達障害児に関しては、余り意味がない。もっと久留米市内でカウンセラーを育成して、同じエリアには、同じカウンセラーが担当し、軽度発達障害児が、小学校から中学校に入るのに、スムーズに入学できるような取り組みをして欲しい。情報を正しく中学校の先生方に伝えて欲しい。

・スクール・カウンセラーの位置付けをもっと高いものにして、先生方にアドバイスができるような、立場になって欲しい。先生と生徒のパイプ役になって欲しい。

※スクール・カウンセラーの来校を月1回から、2回に増やして欲しい。1回目は相談日で、2回目は、教室を巡回したり、担任の先生にアドバイスするような日にして欲しい。

※中学校に情緒とLD・AD/HDの通級教室を作って欲しい。

※文部科学省は、T/T (Team Teaching)を進めているようですが、1クラス30人以下の少人数制にして欲しい。これは、軽度発達障害児に関してだけでなく、他の生徒にとっても、いい事だと思う。1クラスの人数が多すぎて、先生方の負担が大きくなり、生徒達をきちんと把握したり、対応する時間がもてない。

・T/Tが無理な場合は、35人以上のクラスは、6年生までT/Tを認めて欲しい。

※養護学校の名称が、「特別支援学校」という名称に変わっていきませんが、「〇〇学園」のような、馴染みやすい名称にして欲しい。

※各、小・中学校に発達障害をもつ児童(生徒)や保護者が相談できる児童(生徒)支援の先生を配置して欲しい。(学習室の先生と兼任しないで、軽度発達障害に対して、正しく理解をし、支援してもらえる先生)

※特別支援教育コーディネーターが教員の中から、任命される事になると思いますが、軽度発達に関し

での、勉強会をしっかりとしていただき、正しく理解をした上で、発達障害を持つ生徒の相談やアドバイスをしたり、他の生徒達への指導をして欲しい。(名ばかりの特別支援教育コーディネーターにならないように)

・特別支援教育コーディネーターは、スクール・カウンセラーと連携をとって、軽度発達障害の生徒が安心して学べる環境をつくって欲しい。

・なんとか、小学校で頑張ってきた軽度発達障害児も、今の中学校の状況では、「いじめ」の対象になり、二次障害を招く恐れがあります。せっかく、小学校で築き上げてきた自信などが、一気になくなっていき、不登校などに結びついていく事にも成りかねませんので、早急に中学校の教職員に軽度発達障害の理解と知識をもっていただき、支援体制を進めて下さい。

※IQの関係で、療育手帳の取得ができない発達障害の児童(生徒)には、例えば、療育支援証などを発行し、介護サービスなど支援を受けれるようにして欲しい。

・今の判定の検査では、軽度発達障害を持つ人の知能や特性を判断できる物ではない。医師や専門家や通級教室指導の先生方などを交えて、軽度発達障害を持つ人を正しく判定できる検査内容をつくるべきである。療育手帳がないと介護サービスを利用できないなどの問題があります。実際の所、軽度発達障害の人が療育手帳をとれるのは、わずかしかな居ないのが現状です。

※通常学級の教職員に軽度発達障害についての勉強会をもっとして欲しい。教職員の理解なしには、始まりません。

※啓発のポスターを作ったり、「広報くるめ」に、軽度発達障害についての正しい知識を連載で掲載して欲しい。(医師や臨床心理士など専門の方々に協力を得て、継続的に載せて欲しい)市民の皆さんが、軽度発達障害に対する、正しい知識がない為に、軽度発達障害者とその家族は、大変辛い思いをしています。何よりも大切な事は、皆さんに正しく理解してもらう事です。

※情緒とLD・AD/HDの通級教室の増設をお願いします。たくさん児童が、選考されなかったり、遠くの地域から通う事になり、保護者も児童も負担が大きい。また、今のなんくん教室においても、教室を他につくるスペースもないので、他の地域に作る必要があります。

・通級教室は、保護者が送迎をするようになっていますが、通いたくても親が働いていて、送迎のできない家庭もあり、通級教室に申し込む事ができない児童も居ます。第三者の送迎も認めて欲しい。

※介助員は、本来、学習室を利用する児童に対してしか、介助できない事になっておりますが、軽度発達障害児で介助が必要な児童に関しては、介助の利用を認めて欲しい。

※軽度発達障害を持つ保護者は、子供の進路を一人で情報を集めて模索しながら決めている状況で、とても困難と不安を抱えながら生きています。幼児期から就労までお世話していただけるような療育センターを作って欲しい。神戸市の教育委員会が設置しております、「こうべ学びの支援センター」などを参考にされて、久留米市にも病院や専門家の方々と教育委員会が連携をとって、設置に向けて意欲的に取り組んで欲しい。

※福岡高等学園のような、就労を目指した養護学校を作って欲しい。久留米養護学校の中に、軽度発達障害だけのクラスを作り、就労を目指したカリキュラムで、学べるようになって欲しい。

## 久留米市障害者計画・障害福祉計画への意見

私達障害者を取り巻く保健福祉制度の大きな変化は、希望を持たせると言うより、不安を増幅させる結果になっている事は残念なことです。その中で、久留米市の行政は筑後地域の中核都市にふさわしい働きをされてきていると評価しています。今回の計画作りにおいても委員を公募されたり、期間の足りなさを集中審議で補ったり等の努力をされてきました。今回出された計画原案は委員と行政の協働の賜物だと思いますが、私なりに気がついた点を述べさせていただきます。

### 施策の体系 (P22) と (P34)

校区公民館のバリアフリー化 障害者が住みなれた地域で普通に暮らせる町であってほしいのですが、校区の公民館であっても満足に使えるところは少ないと思います。1階のフロアには入れるところは多くなったと思いますが、身障者の使えるトイレは十分ではないし、2階に上られるエレベーターのついたトイレがある公民館があるなら教えてほしいくらいです。生涯学習が言われ、地域住民との交流促進も言われる中では、公民館は必要なツールであると思います。だから、施策体系の一覧表に入れるべきだと思いますがいかがでしょうか。

### 乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

(P26-27)

幼児研究所を養護学校と統合する。

養護学校にOT、PTの専門職員を置く。一貫した療育・教育体制の確立を言うならこれは実現すべきことではないでしょうか。(P31と関連)

### 地域活動支援センターなどの整備 (P46)

地域活動支援センター (I型) が市内に三ヶ所では少ない。合併で地域も広くなり移動時間もかかるので、東西に後一ヶ所ずつ、合計五ヶ所必要ではないだろうか。

### 国内外での交流の促進 (P52)

海外での研修の機会を設ける。日本国民の大部分は、出かけようと思えば海外へも難なく行ける時代となった。しかし、介助を必要とする重度の障害者が海外に行こうとする時、お金がない上に2~3倍の旅費を負担するのは不可能である。北欧やアメリカの障害者が誇りを持って生きていっている事実を目の当たりに出来る様、機会を作ってほしいと願う。

### 住まいの確保と居住支援の充実 (P53)

条例作り。現状と課題のところでも述べられているように、障害者に対する無理解や偏見はまだ根強くあります。アメリカのように、日本が国として障害者差別を禁止する法律を作るのは遠い未来の事でしょうから、いつになるのか分からないものを待ってもいられません。昨年秋に千葉県が『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』を成立させました。その条例の趣旨は、差別をした人を罰するのではなく、理解を深め、味方になってもらうための条例だと言う事だそうです。

久留米市としても、ぜひこのような条例を作ってほしいと願いますがいかがでしょうか。

(P 6 9 ノーマライゼーションの意識啓発と重なる)

## **住まいの確保** (P 5 4)

重度身障者のケアホームを。市営住宅のグループホーム対応が原案の中に入っているのは嬉しく思いました。ぜひ、早期に実現してほしいと思いますが、残念なのはグループホームは知的、精神、認知症高齢者に限られ、重度の身障者には当てはまらないと言うことです。私と妻は1級の身障者で二人暮らしをしていますから、夜間の介助体制に不安を感じながら生活をしています。最近まで学生アルバイトに泊まっていたき対応してきましたが、月に25万円かかる経費に行き詰まり、泊まりは中止としました。他の一人暮らしの重度障害者も同じ様な思いをしているものと思います。また、地域で生活したいと願いながら施設から出る勇気がない障害者も、受け入れ体制の中でも夜間の介助がないのは不安が大きいと思います。(P 9 4 訪問系サービス、および、P 9 8 居住系サービスと重なる)

2007年2月26日

## I. 障害者計画

### 第4章

#### 基本目標3

地域で自立して暮らし続けるために《生活支援》《保健・医療》

## 分野6 生活支援

### (1) 住まいの確保と居住支援の充実

障害者が地域で生活するためには、まず「住まい」の確保が絶対条件である。その意味で、この計画の基本方針を施策の方向に明示されているように、自宅以外の地域生活の場として、グループホーム・ケアホーム、福祉ホームなどの居住系サービスの基盤整備を進められることは大変良いことだと思います

ただ、具体的施策の内容等を拝見した場合、福祉ホームの整備に関する文言が見当たりませんし、施策の方向性と比較した場合に具体的施策の内容が弱いのでは、と考えております。

ついては、次の文言に改められたほうが良いと思いますので、ご検討ください。

・番号136 居住系サービスの整備促進

グループホーム・ケアホーム、福祉ホームなどの計画的な整備を図ります。

・番号137 市営住宅のグループホーム等対応

新規建設等に一部をグループホーム、福祉ホームとして利用できるよう、確保に努めます。また、障害者向けの優良賃貸住宅の確保に努めます。

ご存知のように、「障害者が住み慣れた地域で普通に暮らせるまちづくり」の一環として、施設入所者などの地域生活への移行を促進する一方で、現在の「障害者自立支援法」等では、身体障害者はグループホームやケアホームの利用が認められていないという矛盾があります。このことについての厚生労働省の当面の見解は、「身体障害者については、グループホームとかケアホームは考えていない。あえて言うなら、福祉ホーム制度で賄えると考えている。そこで、この福祉ホームの整備については、市町村を事業主体とし、地域の実情に合わせて、責任を持って整備していただく」というものであった。

今後の新障害程度区分の判定結果の如何によっては、自宅にも住めない、施設入所もできないという障害者の方々が発生するのは明らかです。これらの障害者のためのセイフティネットとしてバリアフリー化された市営住宅等があるのですが、その整備が進んでいるとは言いがたい。かたや、福祉ホームもない。民間の賃貸住宅はありますが、車椅子対応には程遠く、バリアフリー化へはまだまだ時間がかかると思われます。

とにかく、地域生活する上で、自宅以外の住まいの量的な整備は必須となります。障害者自らが、どこに住むにしても、自由な選択ができるように、施策を講じるのが行政の役割と考えます。特に、高齢者向けの優良賃貸住宅はあっても、障害者向けにはありません。

久留米市が福祉のまちづくりを政策スローガンとして掲げているのであれば、思い切った大胆な施策も必要と考えられます。そこで、提案ですが、六ツ門地区に福祉ホームやグループホーム等を併設した複合型の市営住宅を建設したらどうでしょう。「新久留米市中心市街地活性化基本計画案」や「久留米市営住宅ストック総合活用計画見直し案」が目指しているように、地域の活性化にも繋がるし、将来のストック資産としての価値もあると考えますが。

## II. 障害福祉計画

### 第2章 サービス必要量見込みと確保の方針

#### 1 指定障害福祉サービス・指定相談支援の必要量見込みと確保の方策

##### (4) 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設が掲げられておりますが、ここに福祉ホームを挿入することはできないでしょうか。確かに、福祉ホームは地域生活支援事業の範疇であり、指定障害福祉サービスではありませんが、居住系サービスという点では一致しております。

その意味では、ここに、福祉ホームの内容説明と必要量見込みを掲載したほうが、住民にとっても分かりやすいと思いますし、久留米市の意欲も伝わります。

#### 2 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

##### (1) 地域生活支援事業の実施内容

###### 《その他の事業（任意事業）》

久留米市の地域特性を考慮した場合、障害者自立支援法大77条3項に規定する福祉ホーム事業を行うことが必要です。そこで、この障害福祉計画に実施事業として記載していただきたい。この計画からすると、福祉ホームの整備が今後どうなるのか、はっきりわかりません。

久留米市内には身体障害者の入所施設が存在し、入所者が約100名いる。その中で、現に福祉ホームを求めている者が存在する。福祉ホームがあれば、入所者のうち約10%の者は地域生活への移行が可能であり、平成23年度の政策数値目標である「施設入所者数から7%減少」に貢献できるものと考えられます。

## 【No.4】 国分町 60代 女性

私たち「えがりて久留米」は、「久留米市男女平等を進める条例」（以下市条例という。）の理念に基づき、男女の人権が尊重される男女共同参画社会久留米の実現を目的とする団体・グループのネットワークです。私たちは、組織の目的に沿って、ジェンダーの視点から意見を述べるのが重要だと考えています。

久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）に関して、下記のとおり、障害者団体を含む会員から出された意見を集約・検討してパブリックコメントといたします。

### 意見 1

P15 (6) 生活環境について

「福祉の日」など設定して、行政・障害者団体・市民と一緒に外にでてはどうか。一緒に歩いてみれば何が必要なのか、どうしたら障害者に優しいまちといえるのか把握できるのではないかと考える。

### 意見 2

P15 (6) 生活環境について

意見1と関連して、障害者団体に実際まちの実態を把握してもらい、施設マップやバリアフリーマップを作ってほしい。（スロープ、文字板、音声、トイレなど）

（車椅子が乗れるバス・タクシーなど…例えば何人か手伝ってもらい車椅子ごとバスに乗ったとしても、車椅子が通れる幅がない）

### 意見 3

P19 基本目標 2

「日中活動」は、耳慣れないことばである。一般に使われているならいいが、簡単な「注」書きがほしい。

### 意見 4

P16 L10「…さまざまなことにチャレンジし」を「チャレンジできる機会を保障し」に変更。

### 理由

障害者の身になって考えてほしい。機会の保障さえない中で、「チャレンジしないのは本人のやる気の問題」と、障害者の責任にされてしまう可能性がある。

### 意見 5

P20 基本目標 3

地域移行の視点と自己選択・自己決定に基づく自立観を明確にいれること。

## 理由

障害者の自立支援法（自殺支援法という人もいたが）はできたが、自立が益々困難になってきている状況がある。地域にも、障害者自身にも、サービスは受けて当然、それは権利なんだという意識がなお未成熟であることをふまえてほしい。

## 意見 6

P20 基本目標 4 L1 さまざまなバリアとは何かを示し、それらのバリアが取り除かれた社会は、すべての市民にとって住みやすい社会になることを書き加えてほしい。

## 意見 7

P33 学校教育施設のバリアフリー化  
施策の内容に「県に働きかける事」や「県と連携して」を追加・

## 理由

久留米市立校を対象として述べられているが、障害児の立場から見ると、久留米市にあるすべての学校を考慮すべきではないか。久留米市民である子どもが県立の学校に通っている場合もあるのだから。

## 意見 8 (質問)

P35 具体的施策 番号 28  
「聴覚障害者に対応できる学習室の提供」とは具体的にどんなことか。

## 意見 9

P45 L9 機能訓練  
日常的に機能訓練を必要とする障害者に対して、専門的な訓練が常時受けられるような方策の推進に努めてほしい。とくに、働く母子家庭など送迎がないと実質受けられないので配慮が必要である。

## 意見 10

P56 (2) 基本方針  
① レスパイトケアに「注」がほしい。  
② 3つ目に挿入「○地域移行をすすめるために、在宅福祉サービスの充実を努めます。」

## 意見 11

P59 ②公共交通機関などとの連携  
久留米市では西鉄電車・バスともに割引があり外出がしやすい。しかしJRは100km以上でしか割引がない。早急に割引制度導入など求めて行くべきである。

## 意見 12



P59 ②公共交通機関などとの連携

施策の方向として挿入「■公共交通機関の利用が困難な状況の中では、福祉移送サービスの充実を図ることが必要です。」

### 意見 1 3

P62 (5) 生活安定施策の充実、施策の方向①権利擁護の推進

2つ目に挿入「■就労による所得保障が進まない中、自立支援法の応益負担により障害者の生活が不安定になった現状と課題を指摘し、負担金の軽減に努める。」

### 意見 1 4

P62 ①権利擁護の推進 P63

番号100に挿入	施策名	「福祉サービスに関する苦情解決制度の推進」
	内容	「福祉サービス利用の際、利用者の権利が守られるよう、運営適正化委員会の活用などで苦情解決を図る。とくに入所施設については人権侵害が発生しやすいことから、第三者によるチェックなど、権利擁護の取り組みを進める。」

### 意見 1 5 続いて

番号101に挿入	施策名	「当事者活動への支援」
	内容	「障害者の権利擁護を進める上で、障害者自身が、権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し、自ら主張していく力をつけることが重要である。ピアカウンセリングなどの当事者活動支援に努める。」

### 意見 1 6

P65 ①保険事業の充実

挿入■障害者の基本健康診査等の各種保健事業の受診状況調査をして、受診のための障害別配慮事項などを研究・啓発します。

### 理由

一般市民は毎年巡回検診や病院での検診を受ける機会があるが、障害者はどれくらい受けているのか実態が把握されていないのではないかと懸念が持たれたが、その理由から考えて、検査の手順が伝わらないなど、特別の施策（配慮）がとられなければならない。また、検査を受けるには体力も要るので、障害が重いと普通のやり方では検査できないのではないかと懸念が必要である。

### 意見 1 7

P78 (1) 基本方針

2つ目に挿入「○市独自の整備基準を示した実効性ある『福祉のまちづくり条例を制定します。』」

## 理由

「久留米市人に優しいまちづくり整備基本計画」だけではなく、その計画の拠って立つ条例を定め、そのなかに環境整備のためはもとより、福祉全般にわたる福祉オンブズ（第三者機関）を設けることが実効性を担保することだと考える。

## 意見 18

P81 ③住まいのバリアフリーの推進

具体的施策 1 4 5 番内容 L 5 「～すすめます。」の後に「また、新築については、バリアフリーユニバーサルデザインの住宅を基本とします。」を追加挿入。

## 意見 19（要望）

P 2 4～P 8 5 2章から5章まで

数値目標は努力目標にしてはいいと思うが、この数値のみにこだわる必要はないのではないかと。数値では評価できないものも多い。また、検討の段階で数値目標の設定基準をどのように検討したのか、そこを明らかにしてほしい。

## 意見 20

P103 《その他の事業（任意事業）》

③に追加「■施設入所者および通勤者の日中受け入れをすすめます。」

## 理由

土・日曜に働く親にとっては、ヘルパーは時間的制約があって難しいので是非必要である。

## 意見 21（要望）

盲・聾のガイドヘルパー人材養成をしてほしい。

**【No.5】 宮の陣 40代 女性**

- 5. 言語聴覚士を定期的に各小学校、中学校に派遣してほしい。
  
- 8. 就労への一貫したコーディネートをしてくれる相談窓口が欲しい
  
- 21. ジョブコーチの活用と数値目標を具体的に示してほしい。
  
- 62.63. 身体障害者以外の知的障害者等  
スポーツへの参加を支援してほしい。

障害者本人の入院時につきそいの時、公的支援をお願いします。

・軽度発達障害児の為の通級教室の増設をお願いします

・現在6%ほどいるといわれていますが、通級のクラスが少なく来年度も希望者の50%ほどしか通うことができません。通級できることになるお子さんはその子にあった指導が受けられますが、もれてしまった子供はどうすればよいのでしょうか？また通いたくても親が仕事をしている場合は送迎ができず仕方なくあきらめなければならない方もいらっしゃいます。子供の成長は一年一年が大切ですので、多くの子供たちができるだけ早く療育できる教室を作っていただきたいです。障害者計画資料の58ページにあります外出支援サービスを受けられるようになると仕事をもたれている保護者の方でも通級できるのではないのでしょうか？また南薫小以外でも情緒通級クラスができればとも思います。また中学校に通級教室がないのも疑問です。せっかく小学校でできるようになったこともそこで切られてしまうと意味がありません。子どもたちが社会に安心してでられるようつながりがほしいです。せめて各学校（中学、高校まで）専門的な知識のある先生方の配属や勉強会を開いて、まだあまり知られていない軽度発達障害への理解を多くの子供たちと接する大人たちに知っていただきたいです。

・親でさえ気付いてあげられないことのある障害に、もし、保育園、幼稚園、学校の先生方が気付かれた場合に保護者に療育をすすめられるシステムも必要ではないでしょうか？先生方が保護者の方に障害についてお話しするのは難しい事だと聞きますので悩まれる先生方の相談の場や間にたたれる先生（臨床心理士の方やカウンセラーの先生）が必要ではないでしょうか？

本当に軽度発達障害をもっている子供たちは、今現在も不安をもち大変こまっています。その親たちもまだまだ理解されず、とても不安をかかえています。これからの社会を守っていく子供たちが安心して社会にでていけるよう、すべての教育の場でのつながりをもって過ごして行ける場をぜひ作ってください。

どうかよろしく願いいたします。

**【No.7】 荒木町 60代 女性**

暖かい日が続いています。日頃より障害者にたいしまして御理解をいただき嬉しく思います。  
障害者計画等パブリックコメントの募集を知りました。その中には入院中の重症心身障害者の項目はありません。

入院中の重症心身障害者家族は意見をどこに言えばいいですか。

2006年10月1日より措置から契約へ移行をしました。それに伴い毎月の障害者医療費支給申請書を提出しなければなりません。

この障害者医療費支給申請書を簡素化してください。(児童相談所で金額は決まっていますので年に1回にしてください。)申請が遅れると支給も遅れます。

是非、実現してください。

**【No.8】野中町 40代 男性**

難聴者の集まりに要約筆記者を団体で派遣して下さい。

1. 久留米市では全国に先がけて、幼児研究所を設けて、各種障がい児の療育で保護者の相談事業をして頂いて、大変助かっております。只、就学後は、知的障がい児（者）の言語訓練は、効果が認められずとの見解から、2ヶ所の「ことばの教室」への通級もままならず、置きざりにされているのが現状です。又、この2ヶ所も保護者の付き添いが原則で、職業を持つ保護者の負担にもなっております。

この機会にぜひ！！言語聴覚士の採用、並びに各学校への定期的派遣（その学校での療育）を実現させて頂きたいと思います。又、「ことばの教室」の担当者が言語のプロとは限らず、幼研時での言葉の訓練とさほど違いがないにも関わらず、知的障がい児が閉め出されているのは、納得できません。

どうか、これは特別支援学級に在席中の児童にも適応して頂きたいと切に望みます。言葉のコミュニケーションを図れるのは、その後の社会参加上、とても大切なことだと思います。

2. ジョブコーチの活用と養護学校での就学実習は、施設だけで、企業にも幅を広げてほしい。
3. パラリンピックは、主に身体障がい者が中心になっており、知的障がい者（児）のスポーツ参加をバックアップしてほしい。
4. 文化活動での障がい者（児）に限られた発表の場をめざすのではなく、健常者（児）との交流、コラボできる発表の場を設け、広く、理解を深めるバックアップがほしい。
5. 障害者（児）本人が入院した場合、付き添いを病院側より求められます。保ご者が入院した場合は短期入所、ショートステイ等使えて、まだ安心なのですが、保護者が働いている場合、長期休暇に理解をしてくれる職場が少なく、退職→無収（休暇）となり、家計にひびく事態となります。そこで、付き添いにガイドヘルパー（外出支援）など地域生活支援事業、障害福祉サービスの利用出切るようご検討頂けることをお願い致します。

（昨年、この事例があり、保護者の負担は図りしれないものでした。）

長々となりましたが、宜しくご検討下さるようお願い申し上げます。

敬具

## 第2章より

### 番号（具体的施策）

- 1 5歳児健診の実施（他県で実施されている例を参考に早急をお願いします）
- 2 }  
5 } 幼稚園への軽度発達障害に関する研修等をきちんとしてほしい。（園によって方針が違いすぎ  
6 } る）
- 8 幼児期から就労までお世話をしていただける療育センターを作ってほしい。
- 13 「広報くるめ」に軽度発達障害についての正しい知識を連載で掲載してほしい。
- 18 養護学校は中核としては難しい気がします。もう少し、開かれた療育機関を設置してほしい。
- 22 市立高校での特別支援教育の実施を早急をお願いします。  
発達障害の子供の進路は大変厳しい状況です。
- 17 通級指導教室は現在定員を大幅に超える応募があります。  
たくさんの児童が選考されなかったり、遠くの地域から通うことになり、保護者も児童も負担が大きいため、ぜひ、新しい地区へ増設願います。
- 23 スクールカウンセラーは、学校・地域と連携のとれる人材がいいので、もう少し養成や教育を考えてほしい。  
中学校の通級学級をぜひつくってほしい。

## 第4章より

- 37 発達障害の子供は療育手帳が取得できない場合が多いので、ぜひ新しい手帳を発行するなどして、支援サービスが受けられる状態にしてほしい。  
実際には、安全面など目を離せない子供たちが多くいます。親だけの負担が大きすぎるので、検討してほしい。

以上、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。



**【No. 1 1】津福本町 40代 女性**

計画案の策定時から、市民の声が届くような形で進める方法をとられているので、一市民として大変嬉しく思っています。

説明に来られた福祉課の方も、私達の声に耳を傾けて下さる姿勢が感じられました。ありがとうございます。

○ 療育センター機能について

久留米市の幼児研究所で進められてきた事業の中核に学校卒業までの Follow Up をしてほしいと思います。場所も六ッ門ダイエー跡地などを利用すると、子連れの親子が毎日訪れ、中心部の活性化につながるのではないのでしょうか。(現在の幼研、児童センターの駐車場問題も解決すると思います。)

○ 障害児放課後対策事業の充実について

江南中にもタイムケア事業がはじまり、大変助かっていますが、施設面で『寒い。水道がない』などの不便が感じられます。ご検討をよろしくお願いいたします。

○ 就学指導の充実について

ここ5～6年間、就学相談会として教育委員会と保護者が相談しやすい雰囲気をつくってこられたと感じていますが、数値目標として就学先の一致を90%以上とあげられているということは、指導がきびしくなるのではと不安を感じます。地域であたりまえに生活していきたいというノーマライゼーションの推進に、学校教育が逆行してほしくないという思いがあります。

○ 市立高校での特別支援教育のあり方について

市立の高校に特別支援学級や特支コーディネーターをできるだけはやく置いてほしいと思います。特に知的遅れのない軽度発達障害の子達の高校進学にあたっては、大変な不安を感じています。校内委員会は来年度からでも早急に設置し、先生方の研修を進めていかれることが、不登校や二次障害という不幸な結果を防ぐ手だてではないのでしょうか。

○ 久留米市養護学校の名称を公募してはいかがでしょうか。養護学校という名前のために、入学をやがっている子どももいます。また、アメリカでダウン症を育てている親が、「なんという差別的な呼び名の学校だろう。」と怒りをもって話されていました。「St. Mery' s school」など知らない人が聞けば、障害児の学校だとはわからない名がつけられ、生徒たちも堂々と、母校の名を言っているそうです。なるほどと納得できる話でした。母校には誇りをもってほしいです。

○ 通級指導教室のニーズが高く、新たな教室を設置する必要があると考えています。

中学校においても必要を感じている児童・保護者は多いです。

障害者計画 第2章 分野1 (2) 療育の充実

p. 26 5) 幼児教育研究所の機能充実  
教育機関として機能をさらに充実させるために言語聴覚士の確保が必要。  
ダウン症児の療育クラス「アミー教室」においては、以前は幼研の利用者が今より少なかったこともあって、年少児から言語の個別指導を受けることが出来た。しかし、現在では就学前の一年間のみ指導しか受けられない状態。利用者が増加しているにもかかわらず、専門の先生の人数が不十分です。

p. 27 6)、8) 幼研から小学校への連携はとられるようになってきたが、中学・高校・就労へと一貫したコーディネーターが必要。療育センター、保健センターが一体化し、そこに相談の窓口を作りたい。

p. 29 14) 軽度発達障害についての研修は、小・中学校とも障害に関わる教職員（担任や支援教室の先生等）だけではなく、全教職員が研修を受けるべきである。

分野2 ①特別支援教育の推進

p. 31 15) 就学指導の充実において、現在行われている障害児の就学指導は、その日一日のわずか数分ほどの言動、行動を見て、障害児の就学の適正な判断を下すことが出来るのか疑問がある。就学先の一致が数値目標となることがおかしい。  
これでは、就学希望先に入ることが目的となり、これから先の発展が期待できない。就学希望先に入学することは、当然の権利であり、就学してからの個々の障害児の指導、支援のあり方を学校側と話し合うことに重点を置くことが、就学指導を充実させることなのではないか？

p. 31 16) 特別支援教育についての校内研修会が年1回では不足。せめて学期ごとに1～2回。いろいろな障害についての学習会を行うべき。  
また、市教育委員会主催の研修会には、学校によっては障害児の教育に関わっている教職員のみが参加していることがほとんどのようなのである。教職員全員が共通の理解を示さなければ、障害児の支援が充実できない。外の研修会に参加しにくければ、そのためにも校内研修会を増やすべきである。

p. 31 17) 通級指導教室について、周知、利用促進に努めるとあるが、通級を希望しても、希望者が多く、入ることが出来ない。  
南薫・金丸教室の教室と教員（専門の先生）を増やすべきである。  
本来は各学校に通級教室を作り、専門の先生を曜日、時間を決めて派遣する方法が良いと思う。

②多様なニーズに対応する教育の充実

- p. 32 21) 進路指導・職業教育の充実のためには、ジョブコーチの活用は不可欠であり、そのためにもジョブコーチの人員を増やす必要がある。ジョブコーチの活用が充実すれば、一般就労の数値目標ももっと伸びてくるのでは？

分野5 社会活動

- p. 49 62)、63) 身体障害者以外の知的障害者等がスポーツに参加できる支援を望む。

第5章 分野8 ボランティアの育成について

ボランティアに関心はあっても、なかなか実際には参加することが出来ないひとや全く無償で奉仕活動をする人は少ないように思います。

子どもの頃から学校教育等で、ボランティアの精神をしっかりと植えつけ、中学・高校・大学では、ボランティア活動をするのを授業の一環とし、単位をとらせるなどして、ボランティアをする機会を与えることが必要と思われる。自分の意志からではなくてもボランティアを経験した事で、喜びを感じる事が出来たら、次に発展していくと思う。

障害福祉計画 サービス確保について

障害者本人が入院中にガイドヘルプが使えるようにしてほしい。

**【No. 13】田主丸町 40代 女性**

小学5年、ADHDの男子を持つ母親です。『パブリック・コメント』を募集されていることを知り、ぜひ、お願いしたく、ペンを取りました。

- 中学校にも、発達障害児のための通級教室を早急に作って下さい。
- 保育所（園）・小学校・中学校・（できたら高校も）・病院・通級教室など発達障害児に関係している各機関・行政の間で、情報を共有し、密にして通級・通学の時スムーズにいくように正しい情報を伝えてほしい。又、そのことは教育現場を聞きながら、市が管理・指導していただきたい。
- 小・中学校に軽度発達障害について、正しく理解した専門の先生を配置し、
  1. 軽度発達障害児に対する学習支援
  2. 軽度発達障害を持つ生徒・児童、その保護者の相談受け付けや支援
  3. 職員全員に対する研修や実践指導（特に軽度発達障害児がいるクラス担任）を行ってほしいが、学習支援の先生（1）と相談指導を行う先生（2、3）の兼任はさけてほしい。
- 軽度発達障害児を見つけたら、その時点から就労するまで（あるいは就労後数年間は）市がその障害児の療育状況を把握し、病院や療育施設など成長に合わせた情報を発信してほしい。又、そうしう（療育）施設を作してほしい。

中学になると学習内容、量、スピードがちがってきますし、精神面での成長の差がでてきて、友達との関係はどうなるかなど考えると不安でたまりません。私は、これまで発達障害に関する情報を一人で集め、息子のためになることをできるだけしてきたつもりです。

小学校に入学後、仕事も辞めました。でも本当にこれでよかったのか、もっと他にもすべきことがあるのでは、となやむこともたびたびあります。障害によって、誤解されやすい障害児が、安心して教育現場、就職するまでの支援をお願い致します。

障害者計画

全体

1. 文章構成がよくまとまっており読みやすかった。
2. 障害当事者の声を「実態調査」「インタビュー調査」などにより集められたが、その声をできるだけ活かした計画になったかは疑問。
3. 障害者・障害福祉に関する基本的な概念を示す言葉や新しく導入される施策には注釈をつけ説明すること。

<総論>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景を目的

- p. 3 <さまざまな障害福祉の課題を解決するため、「障害者自立支援法」が成立し、>と捉えるのは当事者の声が反映されていない。「障害者自立支援法」の問題点にも触れてほしい。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 障害者を取り巻く社会環境の変化

- p. 8 <保健所設置とあわせて>を<保健所・保健福祉センター設置とあわせて>と変更すること。
- p. 13～p. 15 障害者を抱えた家族の現状や高齢障害者の現状にもふれること。

<障害者計画>

第1章 計画の基本的な考え方

- p. 19～p. 20 基本目標に今後、高齢障害者が増えていく現状を考えると、「障害者を孤立させないために」を追加すること。

第2章 基本目標1

- p. 24 久留米市は保健師の数が少なすぎる。<保健師の人員確保>のみでなく、人員増を行わないとこの計画を実施できないと考える。
- p. 27 <保健センター>を「保健福祉センター」とすること。センターに「福祉」の概念が入りにくい現状だから、ここから要求を出していかないと「保健福祉センター」にならない。
- p. 31 具体的施策 18 「久留米市養護学校のセンター的役割」について明確な構想を出すこと。施策 18 のみでは久留米市教育プランに示された施策を実施することは不可能。
- p. 33 具体的施策 23 <全校に配置されるスクールカウンセラー>となっているが、小学校はまだ「全校配置」ではない。全校配置の計画を示すこと。
- p. 35 具体的施策 31 隣保館がある地域は高齢者が他の地域より 10 ポイントも多い地域で

ある。高齢障害者に配慮した隣保館となるように「公民館・隣保館」とすること。

### 第3章 基本目標2

- p. 37～ 障害者雇用開拓を行政自らが行う熱意が感じられない。障害者に適した委託業務の開拓は全庁をあげて考えること。
- p. 50 <「久留米市地域福祉計画」の考え方>を具体的に指摘すること。

### 第4章 基本目標3

- p. 58 市営住宅における障害者受け入れ状況にふれること。
- p. 59 現在、車イス対応の福祉タクシー会社が3社である。施策を追加してその数を増やすこと。
- p. 61 「地域自立支援協議会」には女性が半数、参画すること。
- p. 65 「保健センター」ではなく「保健福祉センター」的機能を果たせるような施策とすること。
- p. 66 自殺予防については、働き方の問題が指摘されている。施策に追加し「労政課」が所管すること。

### 第5章 基本目標4

- p. 71 「久留米ろう学校」の交流にもふれること。
- p. 79 「まちづくり」については障害女性や支援女性の声を反映させること。市庁舎等の公共施設の整備・改善については、来朝者のための「一時預かり」を設け、障害児を持つ市民も気軽に来庁できるようにすること。

### 障害福祉計画

- p. 90 ・「障害福祉」に対する考え方が示されないまま「施策」のみが先行している。  
・基本的視点に当事者の声が入っていない。
- p. 92～p. 93 当事者の意見を聞きながら慎重にすすめることを強く要望します。
- p. 94～p. 106 内容をパンフレットにまとめ広く市民に広報すること。
- p. 107 庁内で実務にあたる期間を明示すること。

## 第2章 基本目標1

### 施策番号1について

5歳児健診の実施をしてほしい。

就学前に軽度発達障害を早期に発見し療育できるよう早急に実施してほしい。

### 施策番号5について

・駐車場は少なく、市役所の駐車場を利用となっているが、少し遠く、とても来所しやすいとは思えない。

児童センターも併設となっており、そちらも駐車場が少ない為、なかなか利用しにくいので、整備してほしい。

・幼研に相談に行っても、軽度発達障害などを検査できる道具（K・ABC、ウイプシー、ウイスクⅢ、他）がそろっていないため、別に医療機関に受診しての検査となり、相談内容が限られてしまい、結局、多重に相談機関に通うことになり、保護者の負担も大きい。専門職の確保や充実した検査が施行できる設備、環境を整えてほしい。

### 施策番号12について

軽度発達障害児も対象とし、LD児童・生徒の学習面の支援をしてほしい。学習塾などは、まだまだ指導者の理解不足があり、家庭学習の比重が大きく、保護者の大きな負担となっている。

### 施策番号13について

「広報くるめ」に軽度発達障害について、専門家に協力していただき、正しい知識を連載して、継続して載せてほしい。

同じ診断名でも個人によって症状が異なるため、広く啓発するためにも、継続してほしい。

### 施策番号14について

研修回数を多くして、早急に教職員全員が正しい理解と指導を行えるようお願いしたい。

児童・生徒は毎日学校に通うのです。

どの教職員の先生が担任となっても、児童・生徒が安心して通学できる学級環境にしてほしい。

## 分野2

### 施策番号17について

・通級指導教室の周知と利用促進とあるが、現在、南薫教室は満員状態で、次年度も定員の約2倍の児童が通級を希望している。この現実を受け止め、通級教室の増設や定員の増員などをして対応してほしい。

支援を受けたくても定員があるからといって支援してもらえないのは納得できないことだと思います。

・現在、中学校には通級指導教室がないため、中学校にもつくってほしい。

### 施策番号 22 について

校内委員会に設置が平成 23 年度までになっているが、校内に委員会をつくるのは、すぐできると思います。なぜ 4 年もかかるのか。

### 施策番号 23 について

現在、月 1 回となっているのを月 2 回にし、各小中学校にも児童（生徒）支援の先生を配置し、スクールカウンセラーを連携をとり、児童（生徒）や保護者の支援を行ってほしい。



**【No.16】 山川町 30代 女性**

- ※ 療育センター、せめて乳幼児から就労までそこに行けば相談、療育、診療ができ、保育士・教諭が困った時も相談が出来る公共施設の設置を希望します。久留米は幼研があると言われますが、幼児期だけで切られてしまい親も子も途方にくれます。カルテ（療育歴）的なものを作成し、久留米市療育センターを熱望します。
- ※ 障害児の放課後についてですが、学童が小3ではずされ、生活の為仕事をする親にとって子ども1人家に置いていけないのが現状です。民間でも・・・と言われても金額が高く近くにはありません。夏・冬休み、長期の休み、どうしたらよいのでしょうか？
- ※ スクールカウンセラーの来校が月1回と決められていますが、大きい問題があると臨床心理士の介入と人数を増やすのが報道されますが、問題になる前に回数を増やし、未然に防ぐのが大切だと思います。月1回では少ないです。
- ※ 中学校にも、通級が必要な子がたくさんいます。16人に1人は発達障害児といわれます。北九州市、福岡市にあるのなら、次は久留米市です。中学校の情緒・LD・HDの通級を子ども・教師・親、心の安定の為、設置をお願いします。
- ※ 原案の中に、校内の特別支援についての研修会が年1回と書いてありますが、なぜ年1回なのでしょう？困っている児童の理解が年1回で、理解できるのでしょうか？すくなすぎます。

**【No.17】御井町 40代 男性**

障害者は支援してもらえ方がいて下さらないと生活は困難です。それから経済的に生活できるだけのものを有していないと生活できません。

↓

グループホーム（障害者といえ、性的問題や家族が面会しやすい場として、個人の部屋もついた）が理想です。グループホームが維持していけるよう、建設の費用等を援助して頂けるとありがたいです。また、会社又は作業所でもらえる賃金+障害者年金だけで生活できるように配慮して頂けるとうれしいです。

↓

作業所で購入意欲のでる商品の製造ができるよう技術指導して頂けるジョブコーチをつけて頂いたり、民間の方の技術アイデア提供の協力もあってうれしいです。就学している時に、必要な簡単な事務作業を教えてもらえるとありがたいです。

グループホームだけ孤立してしまわないように、病院・保育園・学校・老人ホーム等と定期的に交流したりするようにして頂けるとうれしいです。

以上、ノートの切ったものを使って申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

総論

第2章 障害者を取り巻く現状

(6) 生活環境について

- P15 意見1 施設マップの作成を要望。バリアフリー化を具体的に表示する。(スロープ、文字板、音声、トイレなど)
- 理由 より外出を可能にするため。
- 意見2 「福祉の日」などを設定する。
- 理由 障害者、市民、市とともに歩み、実態を知り障害者に優しいまちづくりに対しての理解を深め、協働で策を講じることができる。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

- P16 意見3 本文L10「チャレンジし、」を「チャレンジできる機会を保障し、」に変更修正。
- 理由 チャレンジするためには、その機会が保障されることが先決である。

障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

基本目標2

- P19 意見4 枠囲み、本文L16「日中活動」についての説明が要る。

基本目標3

- P20 意見5 タウンモビリティの視点と、自分で選び自分で決められるような自立ができる環境であること。
- 理由 誰もが、その人らしく生きていくことは人権を保障することになる。

基本目標4

- P20 意見6 社会全体のバリアフリーを確実に推進することを要望。
- 理由 すべての人にとって住みやすい社会となる。

第2章 とともに育ち、学ぶために

分野1 療育・保育

(1) 早期診療・相談の充実

現状と課題

- P23 意見7 本文L11「母子保健事業」という事業名(P23基本方針、P24施策の方向にもあり)についてはいかがなものか。
- 国、県下の事業名なのか。適切な事業名にできないのか。
- 理由 乳幼児期の健診を「母」で括ることが悲劇を生むこともある。障害を持って生まれたことを悪とみなし、その原因を母親に、さらに子育てを母親に、ま

た離婚に至ったケースもあると聞く。

(2) 療育の充実

①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立

《具体的施策》

P 2 6 意見 8

番号 3. 4 の数値目標が増加した数字設定になっているが、これは相談しやすい、利用しやすい環境整備（人と場所）が充実されていくということなのか。そう願いたい。

②保育サービスの充実

《具体的施策》

P 2 8 意見 9

番号 1 2 土曜日の活動内容などについての検討は急がれたし。

③軽度発達障害などへの適切な支援

《具体的施策》

P 2 9 意見 1 0

番号 1 4 数値目標が平成 2 3 年度：2 回とあるが、毎年度されないのか。研修は大事であり必要である。

**分野 2** 教育・育成

(1) 学校教育の充実

①特別支援教育の推進

P 3 1 意見 1 1

特別支援教育は特別支援学校（久留米養護学校）でしかできないのか。地域の学校で障害のない子どもとともに学べる環境づくりが求められていることに沿わないのでは。

②多様なニーズに対応する教育の充実

P 3 2 意見 1 2

「努めます」、「図ります」、「検討します」から「実施します」に早急になることを願う。

③学校教育施設のバリアフリー化

P 3 3 意見 1 3

久留米市立のみだけでなく久留米市にあるすべての学校を対象に、その管轄機関へ働きかけ、バリアフリー化を進めてほしい。

(3) 社会教育の充実

①生涯学習の推進

《具体的施策》

P 3 5 意見 1 4

番号 2 8 「聴覚障害者に対応できる学習室の提供」を具体的に示してほしい。

第 3 章 地域の中で、働き、活動するために

**分野 3** 雇用・就労

P 3 7 ~ 4 3 意見 1 5

要望として、地域の中でともに働き、活動するために障害者への人権の問題としてはもちろん、就労のための知識・ノウハウを習得するための施策を着実に実施すること。受け入れる事業所への徹底した啓発と支援がされること。行政が関連機関と連携を強化すること。協力体制が強固なものになり福祉的・社会的基盤がより形成される。相談体制の充実（P 4 2 番号 5 0）が謳

われていることは就労支援を実効あるものとするが、相談者の相談に対しては、まず相談者に立ちきって相談を受けてほしい。当事者にとってどうなのかを考えてほしい。

**分野4** 日中活動

P44～47 意見16 要望として、精神障害者の地域での生活、日中活動が送れるようにするためには、事業所をはじめ地域への啓発が重要である。ことにノーマライゼーションの推進、心のバリアフリー化を着実に進めてほしい。

**分野5** 社会活動

P48～52 意見17 要望として、障害者の社会参加・参画を推進するためには、市民への啓発を徹底すること。

理由 地域での、施設利用の際でも周りにいる人々とのコミュニケーションが取りにくいと聞くが、それは周囲の人の障害についての理解不足が大きな要因と考える。

意見18 日常的に機能強化を必要とする障害者に対して専門的訓練が常時受けられる基盤整備を進めてほしい。

第4章 地域で自立して暮らし続けるために

**分野6** 生活支援

基本指針

P56 意見19 レスパイトケアの説明が要る。(家族の休息のためのケアと窺えるが)  
意見20 施設や病院から地域移行を進められるために充実した在宅福祉サービスが要る。積極的な取り組みを望む。

②公共交通機関などとの連携

P59 意見21 JRは100km以上しか割引がない。障害者が外出しやすいようにJRに理解と協力を求めてほしい。

意見22 施策の方向に追加として「福祉移送サービスの充実を図ります。」

理由 障害者にとって公共交通機関の利用は困難である。

(5)生活安定施策の充実

P62 意見23 基本方針に 二つ目の○国・県と連携して障害者の生活安定のため「自立支援法の応益負担金の軽減等」の支援に努めます。に挿入変更。

理由 就労による所得保障が進まない中、自立支援法の応益負担によりさらに障害者の生活が不安定になっている現状からその課題に取り組む必要があると考える。

①権利擁護の推進

P63 意見24 施策として追加 施策名「福祉サービスに関する苦情解決制度の推進」  
内容 「福祉サービス利用の際、利用者の権利が守られるよう、運営適正化委員会の活用などで苦情解決を図る。とくに入所施設については人権侵害が発生しやすいことから、第三者によるチェックなど、権利擁護の取り組み

を進める。」

P 6 3 意見 2 5

施策として追加 施策名「当事者活動への支援」

内容 「障害者の権利擁護を進める上で、障害者自身が権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し、自ら主張していく力をつけることが重要である。ピアカウンセリングなどの当事者活動支援に努める。」

**分野 7** 保健・医療

①保険事業の充実

P 6 5 意見 2 6

要望として 《具体的施策》のなかに、障害者が利用しやすい環境づくりとあるが、重要なことであり積極的に進めてほしい。審査を進めて嫌がられたという事例を聞き、そのことから審査の手順が伝わらないなどと窺える。障害者の審査の際は特別の施策（配慮）がとられなければならない。また、受診時には体力も要るので、障害が重いと普通のやり方では受診できないのではないか。障害者の受診実態を通して受診しやすくするために障害別配慮が要る。実態調査とその上に立った具体的施策を講じられたし。

第 5 章

基本目標 4

**分野 8** 啓発、広報、情報、コミュニケーション

P 7 0 意見 2 6

《具体的施策》番号 1 0 9 の内容 「障害者に対する市民の」を、「障害、障害者、障害者に関する法・制度等を障害者自身にも市民（周囲の人）にも」挿入変更。

理由

市民への理解を深める施策が講じられているが、障害者に関する法・制度等を障害者自身にも市民（周囲の人）にも認識不足の状況がある。情報格差が生じないように工夫して周知させることを望む。（情報バリアフリーの推進として、P 7 5 に施策はあるが）

**分野 8** 生活環境

P 7 8 意見 2 7

基本方針の 2 つ目に「市独自の整備基準を示した実効性ある『福祉まちづくり条例』を制定します。」を追加。

理由

「久留米市人に優しいまちづくり整備基本計画」だけでなく、法的根拠となる条例を制定することによって計画が実効あるものとなる。条例に福祉オンブズ（第三者機関）の設置を条文化することが実効性あるものとなる。

P 8 0 意見 2 8

歩道と自転車についての対策を考えてほしい。ルールがあれば、周知徹底してほしい。

理由

点字歩道があっても危ない状況がある。

P 8 1 意見 2 9

番号 1 4 4 に「ノンステップバス」の導入を追加。

理由

車椅子利用を可能にするため。

③住まいのバリアフリーの推進

P 8 1 意見 3 0

番号 1 4 5 の内容に「新築については、バリアフリーやユニバーサルデザイ

ンの住宅を基本とします。」を追加。

#### 障害福祉計画

##### 《その他の事業（任意事業）》

- P103 意見31 ②に「施設入所者および通勤者の日中受け入れをすすめます。」を追加。  
理由 土・日曜に働く親にとっては、是非必要である。ヘルパーは時間的制約があ  
って難しいので。
- 意見32 盲・聾のガイドヘルパー人材養成を要望。

## 【No.19】住所不明 年代不明 性別不明

26 頁 No.5

幼児教育研究所の機能充実

「さらに充実するため、保育士などの専門職の確保・資質向上」についての意見

- ・言語聴覚士の常任
- ・小学校との連携
- ・ことばの教室に通えない子ども達への対応

利用者の駐車場

- ・療育のための来所者（車）優先の周知と理解（また、見学者〔県議など〕のために療育にきている子ども達への配慮がないことが以前ありました）。一切ないことを望みます。

31 頁 No.15

就学时指導の充実

「就学先一致」に対する意見

- ・一致する必要はない
- 一致してはいけない

No.16

特別支援教育に関わる教職員研修

「23年度まで100・・・」に対する意見

- ・遅すぎ
- ・校内研修（年1回）は少ない！！学期に1回は必要

No.17

通級指導教室

「周知と利用促進」に対する意見

- ・すでによく知っているが、定員オーバーや学習室在籍などの理由により利用できない（学習室でのことばの教室はないと言って過言ではない）、理不尽だ。
- ・金丸・南薫のみならず全ての学校に『ことばの教室』を別枠で配置し、専門職員の派遣が必要不可欠です。

39 頁 No.43

市職員の障害者雇用条件整備

- ・知的障害者の雇用枠をつくる

63 頁 No.98・99

成年後見人制度の周知



- ・周知のみに終わっても、その後はどうするのか？何か対策をお願いします。

**【No.20】田主丸町 年代不明 女性**

「久留米市障害者計画・障害福祉計画へのご意見を募集します」という紙を見てのお願いです。

私は、田主丸町に在住する子供の母親です。子供が1年生の終わり頃に発達障害ではないかと言われ、診察を受けました。今、2年生を終えようとしています。

学校から「なんくん教室」の事を聞いて、早速出向いて話を聞いて学校に戻り、申し込みました。でも数日後の新聞で、今年は59人申込みがあり、定員が30人と書いてあるのを見てビックリしました。発達障害といわれ、一年間とても悩んできました。

やっとそれに対応してくれる教室を見つけても、入れるかどうかわからないなんて、とてもつらいです。4町合併したのだから、平等に南と東にも同じような教室をぜひ作ってほしいです。

田主丸地区に出来れば、子供も通うのに通常の学習時間をムダにしなくて済みます。田主丸が無理なら、善道寺あたりでもかまいません。

もっと「なんくん教室」の第1、第2、第3をつくって身近な教室へ通えるようにお願いします。

できれば、中学校になって支援を受けられ、又悩み等を聞いてくれるような所が身近にあればなと思います。

よろしくをお願いします。

## 【No.2 1】原古賀町 団体

『ことばの教室の増設・新設をお願いします』

通級希望者が増えている現状があります。

通級で個別に指導を受けている子ども達は、かなりの成果があり、成長していておりますが、希望に添わなかった子ども達は通常学級で学習しています。

1年間、何の指導も受けず、通常学級で支援も受けていない状態が続くのは、子どもや親にとっても不安があります。

出来る限りの希望に添えるよう、増員していただく為には、増設・新設が必要です。

又、久留米市広域合併により、遠方から通うのに負担がかかるのも事実です。こうした事を理由に通級を申し込まない方もいます。

支援を要する子ども達の負担を軽減する為にも、別の場所に早急に新設をしていただく事を強く要望します。

『中学校にことばの教室（通級教室）の設置をお願いします』

現在、通級している子ども達は、通常学級に在籍しながら個別支援を受けています。個々の子ども達に応じた先生方の熱心な指導のお陰で子どもの伸びる姿が見られるようになりました。

こうした子ども達の成長をさらに義務教育後半の中学校3年間へと継続していく事が将来の社会自立へとつながっていくものと考えています。

「乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立」とありますように、中学卒業までの支援を必要とするうえで、中学校でも一人ひとりにあった個別指導がなされ、保護者・担任・教科担任・通級担当者が連携する為の場の設置を早急にさせていただく事を強く要望します。

また、保護者としても、助言や進路等の相談の窓口として、ことばの教室の設置の必要性を感じます。

## 【No.22】東櫛原町 年代不明 女性

NPO法人エスネットくるめで、障害のある本人たちの会「みんなの会」を支援しています。

活動をはじめて4年になります。

障害があっても当たり前に関から離れて地域で一人で暮らしたり、パートナーを見つけ、結婚して幸せに暮らせるように、障害がある本人たちが勉強を重ねてきました。

世話人つきのアパートで宿泊体験をしたりもし、少しずつ自信をつけてきています。

そんな活動の中で、体験の重要性を感じています。

親がなくなってすぐにひとり暮らしをするのかグループホームなのか、施設入所なのか急に選択をつきつけられても、決めることは難しいです。

親が元気なうちから、親から離れて暮らす体験を重ねておけば、いざというとき、本人たちが自己決定しやすいと思います。また、親が生きているうちからひとり暮らしをしようという人も出てくると思います。

地域で暮らす人が増えれば施設に入所するよりも自分らしい暮らしができるし、また経費もかからないと思います。

現在ショートステイで親と離れて生活する体験はできますが、世話人つきアパートで体験を積む、世話人なしのアパートで1年ぐらい体験を積むなどステップを経て経験できるしくみがあればと思います。

障害者福祉計画第4章に①住まいの確保とありますが、体験をするための住居の確保なども考えていただければと思います。

**【No.23】 諏訪野町 30代 女性**

①就労支援をする中で、本人・家族・環境が障害がある人が就労できるというイメージを持っていない現状があると思います。

障害があるとわかったご両親にとって、将来のイメージができないことはとても不安だと思います。そこで幼児期の相談の中で、企業等で働いている障害者の方々を紹介したり、家族が昔はイメージでしかなかったけどこんなふうになりましたよと言うようなコメント・雇用してよかったという雇用側の声、充実している本人達の声などを紹介してみてもいいかでしょう。(パンフレットやDVDで)

番号③④相談事業のなかで、必ず説明してみてもらおう。渡す。

②久留米養護学校は専門性を問われます。市立で予算もかかっています。

3年間の中で将来のイメージを持つためには、まず、先生たちが彼らが働くことを知る必要があります。働けると思うとアプローチが変わります。

アプローチが変わると家族も希望が言えるようになります。

先生たちの研修の中に（企業）事業所開拓の方法や定着支援の方法などを入れるとずいぶん違うのではないのでしょうか？

番号 21

養護学校（高等部）の中で1年間に一回の職場実習を計画していますが、福祉施設に実習に行く人達も多いようです。

必ず、企業に実習を確保する事も必要だと思います。

養護学校のカリキュラムに就業のカリキュラムを入れる、進路を決めるときに学校の中だけで決めず、企業や雇用支援センターから提案できる進路を相談できるといいと思います。

番号 21

③障害者雇用の優良事業所の表彰をしていますが、そのときに久留米市の独自の優良マークシールを渡し、事業所の入り口などに貼ってもらうといいかでしょう。企業イメージも上がるし、みんなも意識できると思います。

また、企業はいきなり雇用する事に経験が少ないことで不安になり、雇用に繋がっていません。国の制度のトライアル雇用やジョブコーチも良い制度ですが、まずは、職場実習を受け入れた事業所も表彰したり、評価する事も必要だと思います。職場実習を受け入れればずいぶん雇用に結びつくと思います。

番号 36

④障害児の親支援が不足していると思います。障害児の親の会がありますが、それを運営を支えることも必要だと思います。

⑤働く障害者が生活をもっと充実するように交流会をサポートできるといいと思います。

⑥障害がある人が結婚する事ができる環境作り

必ず結婚しないといけないわけではありませんが、障害があるひとは特に（知的障害・精神障害者）私が関わっている障害者で100名ぐらいい働いています。その後、障害を発症し、就職して結婚をした人はいません。

交際をしている人も障害がない人に比べるとすごく少ないです。

本人達にどう思っているのか聞くと、「結婚したらいかん気がする」「したいけど、よくわからない」「異性と話した経験があまりない」「赤ちゃんは病気がうつるからダメって言われた」などの声を聞きます。

結婚する事ができる環境作りとして、保健師さん、弁護士さん、相談機関などチームを組んで環境整備をする必要があると思います。

障害者の性教育

住居の確保

そういった活動を支えることの助成も必要です。

⑦感想になりますが、国もそうですが、福祉と労働サイドは縦割りですが、人は生活と労働できないように所管を超えて話す必要があると思います。たくさん話す機会を持つことが必要だと思います。

よろしくお願ひします。期待しています。お疲れ様です。

**【No.24】合川町 年代不明 男性**

中学校に情緒とLD・AD／HDの通級指導教室を早急に作って欲しい。

**【No.25】合川町 50代 女性**

(施策No.) 3、4

発達支援事業の充実については、共に現在希望しても十分な支援が得られない状況にあるので、一層の充実をお願いしたい。

(施策No.) 5

幼児教育研究所の機能充実については、特に専門職の確保、資質向上を進めていただきたい。

(施策No.) 8

療育センター機能の確立については、早期発見、早期療育をより一層すすめていただきたい。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した相談のできる窓口を設立していただきたい。

(基本目標1-分野1-区分(2)) ②保育サービスの充実について

療育としての保育を考えたとき、親が就労していなくても保育園に入園できるようにしていただきたい。

(施策No.) 12

障害児放課後対策事業の充実 どの地域でも実施していただきたい。

(施策No.) 15

就学指導の充実については、基本方針として、できる限り地域の学校で学べるように、とされているのに数値目標として就学先一致率があげられているのはおかしくないか。就学指導は就学先が一致することが目的ではなく、個人のニーズに応じた指導が行われることこそが目的ではないか。就学指導ももっと個人の日常に視点をあてた検討が行われてもよいのでは。

(施策No.) 17

通級指導教室については、現在希望しても定員オーバーで支援が受けられない状況にあるので、一層の充実をお願いしたい。

(施策No.) 18

久留米養護学校のセンター的役割の充実については、十分に機能できるようお願いしたい。

(施策No.) 22

市立高校での特別支援教育のあり方の検討については、もっと早期に校内委員会を設置できないものか。

(施策No.) 43

市職員への障害者雇用条件整備の研究については、知的障害者の雇用枠を考えていただきたい。

(施策No.) 82

訪問系サービスの充実については、障害児本人が入院した場合の付き添いの支援を考えていただきたい。



(施策No.) 98・99

権利擁護の推進については、もっと具体的な方策を検討していただきたい。

(施策No.) 114

児童生徒の交流促進については、もっと早期に実現できないか。

**【No.26】西町 30代 女性**

いつもお疲れ様です。

福祉計画について、目を通させて頂きました。

簡条書きに意見を出させて頂きます。

○ 15 ページ (6) 生活環境について 上から3つ目の○の部分

「金融機関や駅などの民間の生活関連施設においても障害者や高齢者の利用に配慮した施設設備が進められています」

本当にそうなのでしょうか？

現在でも、金融機関や病院の受付・・・などで、順番を飛ばされてしまう聴覚障害者です。

そして、駅では構内アナウンスは聞こえないので、字幕でリアルタイムに知らせていただくと助かります。掲示板が無い駅もあります。実際に数年前ですが、通勤途中で事故があり放送のアナウンスの音が聞こえずに、職場に連絡が出来なかったこともあります。

○ 34 ページ (2) 現状と課題について 上から6行目

「市が主催する学習会や講演会などに手話通訳者を配置したり・・・。」

難聴者・中途失聴者にとって必要な、要約筆記が載っていません。

「市が主催する学習会や講演会などに手話通訳者・“要約筆記”を配置したり・・・。」と、『要約筆記』を載せてください。

○ 35 ページ 29 番

「広報やチラシなどで手話通訳、一時保育について・・・。」

聴覚障害者に対して、派遣登録の通訳者が居ないから無理というよりも、今後は高齢化で老人性難聴の方が増え、要約筆記の重要性が高まっていくでしょう。この高齢者に手話は分かりません。

また、69ページ最後に「障害に関する情報不足から、家族や本人が障害に気づかずに、必要な支援が受けられないなどの懸念があります。」とありますように、講演会で要約筆記を付けていることで、自分の聞こえなさに気付くという面もあるのです。要約筆記をつけた講演で情報を与えることが、自らの障害に気付くきっかけにもなると思います。そのチャンスを与えてください。そのためにも『要約筆記』も明記してください。

○ 35 ページ 27 番

市主催事業での手話通訳等の実施

『等』を無くし、『要約筆記』と明記してください。

○ 76 ページ 126 番

「聴覚言語障害者の参加が見込まれる・・・。」

「聴覚言語障害者」という表現は、耳も聞こえずに言葉も話せないろう者のみを指します。「要約筆記」を必要としているのは、ろう者ではなく難聴者・中途失聴者です。ろう者・難聴者・中途失聴者という全体を現す表現『聴覚障害者』に書き換えてください。

○ 83 ページ ①防犯対策の推進 2つ目の■

「警察官が、知的障害や聴覚言語障害、視覚障害者などから……。」

「聴覚言語障害」を『聴覚障害』に変えてください。

難聴者・中途失聴者も、筆談してもらえずに苦しんでいます。私自身も声が出るために、書いてもらえずに対応が大変でした。

○ 102 ページ ⑤コミュニケーション支援事業

「手話通訳者『・要約筆記者』の派遣などにより……。」と『要約筆記』を明記してください。

手話と要約筆記は、セットで考えるのではなく、きちんと明記して欲しいと思います。対象者が異なるからです。

『要約筆記』は、健聴者の方にとっても聞き逃した時に、見れるのである意味ユニバーサルデザインともいえます。

手話は、英語などの外国語と同じように、使っている人しか使えないものですし、勉強も必要です。

手話がわからないのに、手話通訳を押し付けられる難聴者・中途失聴者のことも考えて欲しいと思います。

私自身、講演には「手話通訳・一時託児を希望する方は、○月○日まで申し込んでください」という文を見ただけで、この講演は行きたいけど要約筆記はダメなんだ……と断念をしてきました。情報を与えていないのと同じになると思います。チラシに「要約筆記」という言葉が無い今の段階では、「要約筆記」を知る市民も少なくあたりまえではないでしょうか？まずは、申し込み形式でいいので手話通訳と同様に「要約筆記」も載せてください。

それと、難聴者・中途失聴者協会での当事者団体の派遣を認めてください。

ろう者の協会は、健聴者同様に各自の言語（手話）で会議は進めていけます。しかし、難聴者・中途失聴者協会の会議は、筆談になってしまうのです。人数が増えるほど、大変ですし時間も倍以上にかかってしまいます。現在、久留米支部の会員が増えつつあり、要約筆記者の存在が重要になってきています。ぜひ、ご検討をお願いします。

長くなりましたが、聴覚障害の立場から意見を述べさせていただきました。今後とも、宜しくお願い致します。

療育・教育

障害児の早期療育はその後の人生を左右する大事なものであることは言うまでもないことであるが、情報の差や家庭の経済状況によって大きく差が生じてきていることはあまり調査がなされぬまま見過ごされてきてはいないだろうか。

事実、療育を受けている家庭はそれなりの経済的な基盤を持ち、しかも夫婦のどちらか片方の収入（たいていの場合父親）で生活が成り立つ家庭でないと障害児の送迎などを担う事になるもう片方の親（たいていの場合母親）の動きがとれず、その機会を失ってしまうことになる。

問題は、このような家庭環境に生まれてくる障害児ばかりではないと言うことで、障害児を受け入れることの出来ない父親のために離婚を余儀なくされ、又は、夫婦とも仕事を持っていても経済的に困窮している家庭の中には療育を受けられない障害児が少なからず存在すると思う。これらのことを解消するために役割を果たすのが福祉施策ではなかろうか。

加えて、教育を受ける権利も長い間、不当に奪われてきた歴史がある。このことを解決するために先ず、小中高大学校に至るまで、バリアフリー化することは今更言うほどのことでもない。しかし、未だ実現していないところを見ると、障害児が当たり前前に教育を受けることさえも埒外のこととして取り扱ってきた結果だと思う。通学の手だてや学校生活に必要な介護も計画に盛り込むべきだ。

このほかにも策定委員として参加し、意見を述べさせていただいたがその多くは盛り込まれていないように思う。すぐに見直しも行われると思うが計画は計画だろうが、もっと夢のある計画をともに作っていきたいと思う。

**【No.28】住所不明 年代不明 女性**

2点述べさせていただきます。

1. 第4章の相談支援体制について（4）相談支援体制の充実②多様な相談窓口の充実：施策番号 95番・96番に関する意見です。

障害者相談員の配置について市民センター等へ身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置については記載されていますが、精神障害者に関する相談員については触れられていません。これまでも精神障害に関する相談は市役所で行われていたと思いますが、地域に暮らす精神障害者にとって、身近な（交通費の問題もあると思われます）市民センターでも相談できる体制が必要ではないかと思えます。精神障害者に関する相談員の配置が難しいならば、相談員の研修等で精神障害者についての知識を学び理解を深める取り組みが必要であると思えます。

2. 計画全体に関する意見です。

障害者の地域生活支援は本人だけでなく、本人を支える仲間や家族、ボランティアなどへの支援も必要であると考えます。今回の計画は本人をサポートする人たちへの支援という視点が不足しているように思えます。公的な機関や専門職よりもインフォーマルな関わりを持つ人たちの方が、障害者の日常を支えていると言えます。例えば、相談支援事業の中に家族相談（家族支援）を組み込んだり、障害者の生活を支える人たちへのサポートという項目を作るなど、工夫できないものでしょうか。